

丁一三

足立普明老師口述

天理教信者以是為全

如是社愛也

天理教信するに足らざ

鶴形齋

足立普明

河口大謙



は一も教祖たるの資格を有せざる事

天理教の何故に信するに足らざるかを説明するには其教祖たる中山ミキ者果して教祖たるの資格を有するか否か先づ此點に就て論定を下さるべからず凡そ宗教の正邪を驗するには別に一定の標準あり故に輕く之を見れば教祖の如何資格如何は宗教の正邪宗教の品位に對し直接の關係を有せざるもの、如くあれども其實然るにあらずして教祖の

心術如何は直に其教の正邪に莫大の關係を有し教祖の資格如何は亦直に其教の品位に莫大の關係を有すること之を東西各種の宗教に見て其趣ゆ

べからざるを知るべき也抑も天理教祖中山ミキなる者は和州の一姪婦にして山邊郡庄屋敷村の農民中山善兵衛の妻たり其始めは深く佛乘を信じ

たるものゝ如く、かれども隣人安達源左衛門の一人、照之丞を乳養するに當り一種の功名心に驅られて己れが最愛の子二人の生命を犠牲に捧げ神佛に祈誓して照之丞の大患平癒を冀ひたる形迹より見れば彼れが未だ佛教唯一の教旨たる三世因果の理法を明めざりしを知るべく且つ彼れが未だ佛教倫理の一斑をも窺ひ得ざりしを知るべし其他彼れが生涯の閱歴に就て檢するに心術の正しからざりし事業行の修まらざりし事は歴々証憑の徴すべきものありて存せり畢竟中山ミキなる者は尋常一様の愚婦たるに過ぎざるのみ抑も一宗教を唱道するに必ず之を唱道するに堪ゆるの實力なかるべからず是れ此實力之れを教祖の資格と云ふ敢て問ふ中山ミキの果して此資格を有したりしか固より教祖たるの資格に際限なきを以て中山ミキの釋迦牟尼たらんことは予の敢て望む所にあらざるも左りて神道中同列の格式もあれば攻ては黒住宗忠輩と匹敵するの資格なくして天理教の教祖

と云ふも竟に嗚呼の沙汰たるを免れず俚諺に云はずや源深あらざれば流遠からずと洵に然り其心術の正邪は且らく論せずとするも今や天理教の源泉たる教祖中山ミキの教祖の資格を有せざること斯の如し天理教の深淺安んと言ふに足らんや

○天理教の純粹の邪教たる事

天理教は何故に純粹の邪教なるか此疑問を決するには單に左の七項を説明すれば足れり

第一天理王命の妄想の別名なる事、儒學者の中に於て天を自然の義と釋する者あり又天の即ち理なりと釋する者あれば天理王命の名稱は儒家より出でたるものと問ふに敢て然るにあらざることの教祖中山ミキある者の無學文盲眼に一丁字なきを以て証し得べし然れば何れより斯かる名稱を思ひ付しやと問ふに佛教所説の轉輪王の事より思ひ付しや疑なし現に最初は所謂十柱の神を合稱して轉輪王命と呼び倣したれども斯くては餘

り佛法臭き故國音相似たるの故を以て何日となく胡魔化して天理王命と
 呼び換ゆるに至りしなり左れば所謂十柱の神を合稱して最初無鉄炮にも
 轉輪王命と唱へたるが如く其後都合上天理王命と呼び換へたりとて別に
 深き意味も道理もあるべき筈なし
 天理王命之を分拆すれば所謂十柱の神とある而して此所謂十柱の神ある
 者の實に天理教の淵源にして而して又實に天理教信仰の標準たり然るに
 此所謂十柱の神の天理教の淵源となり又天理教信仰の標準となりて天理
 教に持て囃さるゝに至りし起原を尋ねるに實に噴飯に堪へざる次第あり
 今其顛末を記さんに教祖中山ミキ四十歳の時同人の倅善右衛門なる者耕
 作中俄かに脚痛を感じて歩行すること能はざりしをば醫を招きて早速治
 療せしめしかども更に癒へざりし故詮方盡きて同郡長瀧村より市兵衛な
 る山伏を招き護摩を焚き祈禱を修せしめたりしに病患漸く愈るに至りし
 を以て同人をして年内十度の護摩を焚き祈禱を修せしむることゝあせし

に翌年十月廿四日に至り例に依り護摩を焚き祈禱を修するに當り中山ミ
 キは俄然夢中とあり幣を採つて天神降り玉へりと叫びたり是に於て列座
 の者驚きて如何ある神の降り玉ひしやと問ひしに吾神は此度此ミキの身
 体及び其屋敷地面とも神の社に貫ひ受くるなり此義不服とあれば此家斷
 絶するあり如何に如何にと促したる故夫善兵衛は之を親族に謀りて承諾
 の旨を答へたり此時ミキの忽ち正氣に復したりしに越へて廿六日の夜に
 至りミキが寢室の天井俄然鳴動して聲あり吾の國常立尊と云ふ又雲時に
 して聲あり吾は而足尊と云ふ次は國狹樵尊次は月讀尊次は雲讀尊次は惶
 根尊次は太戸道尊次は帝釋天尊次は伊弉諾尊次は伊弉册尊以上十柱の神
 次第に降臨したり之を合稱して天理王命と名く然るに教祖中山ミキ没す
 るの翌年(明治廿一年)四月天理教會の許可を得るに當り雲讀尊と帝釋天尊
 の二神の皇典にこれなきを覺り此二神を除きて新に豊掛淳尊と太戸邊尊
 の二神を加へ漸くにして許可を得るに至りしは實に噴飯の極と云はざる

べからず抑も帝釋天の事は載せて佛典に在りと雖も之を以て天理王組織の材料に供するは甚た非なり況んや月讀尊に對して妄りに雲讀尊の神名を創作するをや雲讀尊若し在りとせば星讀尊も亦なからざるを得ず果せる哉教會の許可を出願するに臨み自から其非を覺りて之を除き更に教祖の夢にも知らざりし二神を請し來りて所謂十柱の神を完全せしめたるを豈に噴飯せざるべけんや之を要するに所謂天神の降臨と但俗行ふ所の狐下げと其名は異れども其實は一たり神は非禮を受けざれば天神固より山師根性ある姪婦の上に降臨すべきにあらす詮じ來れば所謂天理王命は教祖中山ミキ妄想の別名のみ之を信じて實在の眞神なりと執す天理教徒の愚亦太甚しと謂ふべし

第二天理教は神道の籬下に立ちて一團の妄想を賣る者なる事既に論じたるが如く教祖中山ミキある者は山師根性ある一愚婦にして固より教祖たる資格の一個をだに有する者にあらざれば獨立の宗教を創作すること

は固より思ひも寄らず左ればとて黒住教祖黒住宗忠輩と匹敵すべき智力を有せざれば神道の列に立つも黒住教の如く他の神道各派を凌駕して一手に覇權を握らんとするだけの識見もあることなし唯神道の籬下に立ち神道の一派たることを得ば足れりと云ふに過ぎず而して斯く神道の籬下に立ちて卑屈とも何とも思はず牛後に甘んじて得々たるの畢竟神道は皇祖 皇宗の遺訓にして其籬下に立てば頭に 皇室を戴くことを得て下百姓に臨み畏れ多くも 皇室風を吹かすことを得ると神道の籬下に立ち神道の保証を受けざるときは一人の信者おさきに基かずんばあらず其心術の卑劣あることは教祖中山ミキの遺傳あるを以て致方なしとするも其上 皇室に對し奉りて不敬なること及下百姓に對して不實なること天下實に天理教に過ぎたるものなし豈に憎むべきの限りあらずや抑も神道は國体を維持すの要具にして決して宗教にあらざることは何人も知る處なり然るに世間一種の猾奴あり神道に附會して種々の宗教を

立て之を神道某派と稱し其極神道を傷害し國体を危殆の地に擗すに至る
特に天理教の如きハ教祖の無識なる爲め其害更に他の神道各派よりも太
甚しき者あり眞に神道の本義を以て國体を維持せんと欲する者は天理教
をして一日も神道の籬下に立つことを許すべからざるあり
第三天理教には一定の教旨なき事、凡そ宇内萬國如何なる宗教と雖も苟
も宗教の名ある以上は必ず多小の經典を有せざるものあることなき然る
に天理教にハ一卷の經典をも有することなき然らば不文無字の經典にて
も存在するかと云ふに是れ又毫も存在することなき既に經典の存在する
なし其教旨の單純あること推して知るべし
然れども予は斷言せん天理教には一定の教旨も亦存在することなき何
となれば天理教には唯惡きを拂ひて助け玉へ天理王命と唱へて踊り廻は
るの外一個の信すべきものなければあり其主神たる天理王命の組織ハと
問へば乱雜極まれり安心立命の道ハと問へばこれなし唯何も教も天理王

に頼めば成就もし助ありもすると妄信す天理王命若し人の病を治し人の
願を遂げしむることを得ば大の糞も亦生命を救ふの藥となる予かし浮草
は今日は向ふの岸に咲き天理教の果敢なき加減は實に此俳句に通りたる
ものあり

第四天理教ハ造物の妄説を唱へて因縁所生の理法を味ます者ある事、先
づ天理教の妄誕より述べし該教主意書の記する所を見るに曰此世界成
立以前には日月もなく亦人間もなし只泥海あり其中に二神あり是即ち今
の日輪月輪あり月を國常立尊といふ其正体ハ一頭一尾の大龍にて泥海の
中に現れて國の床を見定めたまふ故に國常立尊といひ又日を面足尊とい
ひ其正体ハ十二頭三尾三劍の大蛇なり此日月の二神を以て世界万物造化
の祖神とす借此二神の思召にハ吾等泥海の中にのみありては誰も神と敬
ひ與る者も亦實に氣の痛むことなれば爰に人間を造り其人間に神が入
込みて物事を教へさば陽氣遊びも出来るあるべしと二神相談したまひ借

此人間を造るに、種苗代道具雛形なぐては叶はず。今是等の物を見出さざれば、泥海の中を見渡たまふに、北の方に人魚あり、又南の方に白蛇あり、日月の二神は此二者を以て人間を造る雛形にせん。とて二者に對して曰、今汝等の心姿を以て人間の種苗代雛形に賞以請んとす。而して人間を造りたる上は、其人間をして汝等二者を世界第一の神と崇め尊敬せしめんと。とて二者の神名を伊弉諾伊弉冊と授けたまふ。夫より日月の二神は男女の一の道具、五臓心魂を造らんと。とて泥海の中を見渡たまふに、成亥の方に鯨あり、之を以て男の一の道具とし、猶人間の骨と定め、之を月讀尊と授けたまふ。又辰己の方に龜あり、之を以て女の一の道具と定め、猶人間皮接の守護とす。之を國狹稚尊と授けたまふ。又東の方に鰻あり、之を以て人間飲食出入の道具と定め、雲讀命と授けたまふ。又未申の方に鰈あり、之を以て人間息吹分の道具と定め、惶根尊と授けたまふ。又酉の方に黒蛇あり、之を以て飲食草木引出の道具と定め、大戸道命と授けたまふ。又丑寅の方に河豚あり、之を以て人間死生の縁

を断る道具と定め、帝釋天命と授けたまふ。以上十種にて、道具雛形等悉皆完備せり。爰に於て日月の二神は人間の心魂を定めんと。泥海の中を見渡したまふに、九億九万九千九百九十九疋の鰐あり、之を以て人間各自の心魂と定め、終に人間世界を造化したまふ。爰を以て日月の二神は造化の元神にして、伊弉諾伊弉冊の二尊は父母の始めにて、餘の六神は種子苗代道具雛形等なり。故に此十柱神を惣合して、天理王命と尊崇す。といふ甚しい哉。天理教の妄誕、天神若し果して天地万物を造ると云は、知らず。天神は何人が之を造りしや。凡そ天地万物の成、一に因縁の力に頼らざるべし。夫れ主因を培ふに、助縁を以てし、而して天地万物成り。或は壞る。豈に特り佛教所説の理なり。と云はんや。亦實に天地間万世不可助的の眞理たり。然るに天理教は、曲學者の故智を踏襲して、天神造化の説を唱ふ。而して其説の拙なること、古今無雙。天下無比あり。之を耶蘇教に較するに、造化の規模固より日を同じして、語るべからず。若し天理教祖をして、指を佛門に染むること、一日有情業感の説

を聞くこと一たびならしめば彼れ決して斯の如き淺薄の妄言を吐かざるべし天理教の愚亦憐むべき哉

第五天理教は眼前の細利に惑溺して三世因果の理法を味ます者ある事、天理教の大眼目とする所は眼前の細利を貪るに在りて別に遠大の目的ありとも思はれず否夏蟲の冰雪を知るべき道理を味すれば天理教に固より遠大の目的あるべき筈を左れば時間に三世の別あることを知らざれば随つて因果應報の味ますべからざる所以を知らず唯災害ありたりとて天理王に消除を祈り病氣に罹りたりとて天理王に平癒を祈り其他貧乏あればとて祈り子福を祈りければとて祈り妊娠したればとて祈り何につけ蚊につけ恰も天理王命を一種の寶藏の如く妄信し信仰の鍵さへあれば何時にても其戸を開きて思ふが儘に寶を引出し得べしと妄信せり斯の如きは三世因果の理法を味まして自から撥無因果の大罪を造るものあり然るに之を是れ恐れず因果を撥無して眼前の細利を天理王命に祈る其効驗なくして結

局天理王命を怨望するに至るもの、多き固より其所なり凡そ宗教の正邪を驗するの要具は唯一曰く三世因果の理法是なり而して自業自得の因果の理法と牽聯して相離れず是に由りて之を觀れば天理教の邪教たること知者を待ちて後知らざるなり第六天理教は心外に法を求むる事、心外無法滿目青山道理何の内外をの脱かん然れども斯の如き大聲の固より天理教徒の俚耳に入り難し抑も天理教の三世因果の理法を撥無すると云はんより、寧ろ蒙昧にして三世因果の理法を辨知せざるが故に生の來る處死の去る處を知らず知らざるか故に従生至死只惡さを拂ひて助け玉へ天理王命と歌ひ踊り祈りて一向に眼前の細利を貪求するのみ安んぞ心外無法の妙諦を知らんや無知の愚民固より高妙の道理を知る筈なければ心外無法の妙諦を取りて之に論ずも猫に小判を與ふると一般ならんも彼等の妄信は飽迄も之を論し生涯の中攻ては一度眞如の月を見せしめざるべからず之れ實に予等が

上佛祖に負ふ所の責任なり今試に其一二を論さん
 天理教徒常に歎ひ踊り祈りて悪さを拂ひて助け玉へ天理王命と云ふ而し
 て悪さどの如何ある者あるらと問ふに八種の塵埃とて一に惜二に欲三に
 可愛四に憎五に怨六に高慢七に恨八に腹立是れなりと云ふ殊に知らず如
 上八種の塵埃は天理王の授けたる所にあらざるを以て自から拂拭するに
 あらざれば到底拂拭すること能はざるを已れ從晝至夜間斷なく悪事を製
 造し而して天理王をして之を拂拭せしめんと欲す天理王若し知るあらば
 此輩愚民の得手勝手なるに驚らん
 茲に一の噴飯に堪へざる者あり八種の塵埃の組織是れなり想ふに天理教
 の無識なる喜怒哀樂愛惡怨の七情を開きかかり之に臆測を以て一二の加
 減を試みて組立てたるものあらんも心理の學に暗さが爲に遂に完全に之
 を組立つることを知らず嗚呼曩には十柱の神の不規律極まる組織あり而
 して今又八種の塵埃の不規律極まる組織を見る識者の噴飯に堪へざる所

以あり

第七天理教は人に乱倫敗徳の非行を教ゆる事、天理教の徒人に逢へば必
 すロシツクの的の口吻を用ひ教祖中山ミキを回護して云ふ教祖は普通人情
 の爲し能はざる所を爲したるが故に普通の人間にあらず即ち神明ありと
 此論理に據りて推斷するときは君父を弑するの逆賊殘忍酷毒の惡漢も亦
 體かに神明たるの價あり豈に特り教祖中山ミキのみあらんや
 教祖中山ミキが普通人情の爲し能はざる所を爲したりとは何ぞ今略して
 其事蹟を述べんに前に述べたるが如く教祖中山ミキが曾て隣人の子照之
 丞なる者を乳養したることありしに或る時照之丞猛烈なる天然痘に罹り
 生命旦夕に迫りしかばミキ潛に以爲らく照之丞は隣人の子あり病若し癒
 へずして死せば世人必ず吾を誹りて他人の子あるが故に介抱十分ならず
 して遂に死に至らしめたるものと云はん吾此世評を受くるに忍びずとて
 實子三人の内長男善右衛門を家督相續の爲にとて遣し置き他二子の生命

を神に捧げて照之丞の壽命を八十歳迄授與せられんことを祈りしに偶然にも照之丞の病は平癒しミキの實子二人の遂に夭折せり之れ敢て別に不
 思議と云ふはどにはあらず照之丞の死せざりしも夙業之をして然らしめ
 しありミキの實子二人の夭折せしも夙業之をして然らしめしあり若し業
 報の如何ともすること能はざるの理を悟らば照之丞の死せざりしも當然
 なりミキの實子二人の夭折せしも當然あり何の怪むことか之れ有らんや
 然かも此理を覺らず二子の生命を捧げて隣人の子を救はんとすミキが倫
 理道德を毀壞すること實に此一事よりも太甚しきはあし
 抑も倫理道德は國家の頼つて立つ所の大本なり而して此大本を紊る者未
 だ必しも兼愛博愛の邪説より太甚しきはあらず佛教に平等の理を説けど
 も佛教の平等は差別即平等なり博愛兼愛の邪説と同視すべきにあらず嗚
 呼匹婦功名心の爲めに己れの愛兒を殺すに忍ぶ此心若し一步を進むれば
 遂に君父を弑して悔ひざるに至らん天理教の害毒實に懼るべき哉

以上七項の説明を讀まば何人も直に天理教の邪教たることを認めん然れ
 ども其不正の点管に以上七項に止らざるなり唯紙幅限りあれを之を述べ
 盡すこと能はず作家の漢乞ふ一を推して十を知るべし

○天理教の發達は一に精奴の斡旋に出でたる事

問曰天理教の宗教の部類に攝すべき者なるか答曰否宗教の部類に攝する
 に就ては一定の標準あり今天理教は此標準に照すも一も合する所あし故
 に天理教は宗教の部類に攝することを得ず問曰既に宗教にあらざるに尙
 天理教と稱して宗教たることを假粧す右は如何なる理由なりや答曰宗教
 にあらずして宗教と云ふの借也猶王にあらずして自ら王と稱するが如
 し此外何も理由あることあし問曰然らば何故に政府の之を禁止せざるや
 答曰天理教の常に口を明治十七年太政官布達第十九號に藉る故に立憲政
 体の下に立てる政府の之を禁止すること能はず然れども政府が禁止せざ
 るの故を以て眞理に合するものと思料するは謬信あり何となれば政府の

禁止せざる故を以て若し眞理に合するものとせば法網を潜りて詐欺取財を働き立派に言開きをして刑辟を避るの術も亦眞理に合する者と云はざるを得ざればなり宗教の事は唯徳義の裁判に一任すべきのみ今日法律に觸れざるを以て是とし又は政府の允可を笠に戴きて愚民を愚嚇する者も竟に山師の所爲たるを免れず政府の允可必要ならざるにあらざるも宗教は敢て政府の允可を擔保として人を救済すべきものにあらざる況んや政府は神佛よりも賢あるにあらざれば神佛所立の宗教を裁判するの能力を有せず要は只有害無害を察して許否の挨拶を爲すのみ政府の允可を受け居ればとて天理教豈に之を宗教と謂ふべけんや

天理教既に宗教にあらざれば天理教を以て純粹の邪教なりと云へんよりの純粹の邪説と稱すべきあり然れども今は只便宜に任せて之を邪教と云ふ閑話休題斯の如き不完全極まる邪教が何故今日は津々浦々の愚民共に信せらるゝに至りしやと云ふに予の考にては教祖中山マキある者は元來

山間僻地の一愚婦あれば固より天理王命を推立てし八十餘州の愚民を風靡せしめんと迄は考へ到らざるべし要するに其基礎の極めて不完全ある者に向つて喰詰めたる山師共が種々の細工を施して兎に角愚民を胡魔化し得らるゝだけの組織を成し以て今日の蔓延を見るに至りしや疑おし故に天理教を信じて天理王に向つて財布の底をハマク者ハ天理王にハマクにあらざして教祖中山マキ並に天理王を擔ぎ廻りつゝある喰詰山師共に向つてハマク者あり宜しく退歩一番すべきなり

○天理教の蔓延は大に國家の發達に害ある事

天理教ハ魔教なり邪説なり之を信するもの、佛性を奪はれ同時に永劫淨む瀾もなき墮獄の業因を作ることハ世人の業に既に知悉する處なれを今更辨明するにも及はず然れども其蔓延が國家の發達に對して如何なる害を與ふるは注意の爲め一言説明し置らざるを得ず

第一に天理教の人心に及ばず書を述ぶべし既に述べたるが如く天理教の

説く所一として道理と背馳せざるものなく一國の妄想に名を命じて天理
 王命と稱し又の皇典造化の説に深意の存することを忘れ之に耶蘇教造物
 の邪説を加味して一種解すべからざるの造物説を唱へ又は一期の小榮華
 を貪りて因果の理法を昧却し又の心外に法を求め甚しきは人に乱倫敗徳
 の非行を教へて恬然たり固より愚婦中山ミキの唱道する所に係るを以て
 天理教の道理と相合する筈あきは萬々ありと雖も斯の如き乱倫敗徳の邪
 説一たび人心に浸潤するときは容易に抜くべからざるを以て責に世道人
 心の維持に任ずる者は尤も此一事に注意せざるべからず況んや其説く所
 畏れ多くも皇室の御稜威を汚し奉つるが如きの嫌あるをや試に彼れが
 造化の説に就て論せんに既に皇祖を以て造化の材料と認ひ奉るにあら
 ずや夫れ社會は多數の愚民を以て組織せらるる者左れば斯の如き邪説一
 たび人心に入り冥々の裡社會の全面に浸潤せば遂に國家を滅亡に誘ふに
 至らん豈に帝國家の發達を害するのみあらんや

第二に天理教の風俗に及ぼす害を述べし一たび天理教信者の門戸を過
 りたる者は何人も其所謂神樂なる者を一見せざるはなからん一概に神樂
 と云へば優美高尚に聞ゆれども天理教の神樂ある者は決して左る優美高
 尙なる神樂にあらずして實に卑猥極まる俗舞あり之を囃すに三味線胡弓
 摺鉦拍子木等を以てし之に和するに淫哇聽くに忍びざる俗曲を以てし南
 洋蠻島の舞蹈の如く男女混合して相追逐す其狀の奇怪千萬なる言語の能
 く尽す所にあらず左なきだに遠くして近きは男女の間柄あるに之を媒す
 るに卑猥極まる鄙聲淫舞を以てす風俗を害せざらんと欲するも得べから
 ざるあり其他天理王命のみ信すれば皇祖大神産土神等は敬拜するに及ば
 ずと云ひ又は天理王命を信すれば病に臥するも藥を服するに及ばずと云
 ひ或は天理王命の神符を門戸に掲ぐる時は悪疫は入らずと云ひ種々様々
 の妄語を吐ひて愚民を籠絡し爲に敦厚の風俗を害したることは世人の既
 に實際に目撃する所なり天理教の蔓延誰か風俗に害あしと云ふや

第三に天理教の國力に及ばず善を述ぶべし昔は農を以て國の大本と爲したれども今日の然らず今日は實に農工商の三者を以て國の大本と爲す故に此三業に従事する者にして若し獨立不羈の志なく臥して幸福の來るを待つもののみある時の國力の疲弊は得て云ふべからざるあり勿論不道徳なる邪教の事あれば固より國民の擧りて之を信するが如きことなきは萬々否荷も道理を辨知するもの、之を信するが如きことなきは敢て事新しく云ふに及ばざれば假令天理教蔓延して之れが爲め臥して幸福を待つもの、數増殖し來るも別段國力と相關することあるべく且天理教を信するが如き愚民は恒産なき者其多數を占め一人として財産を有する者の之に加入するものあるべしとは思はれず隨つて直接に國力の發達を害するの憂は之れなかるべきも天理教の信者假りに一万人出來たりと定め一人に付一日營業より得べき利益金十錢と定め之を一ヶ年に通算するときは實に金三十六萬圓の巨額に達す然るに天理教に加入するに至れば同時に

營業を休み天理王命に祈りて臥しながら幸福の來るを待つものなれば當に三十六萬圓の贏け得られざるのみならず反對に自腹を切りて生活の入費を支拂はざるべからず即ち一方に於ては好んで貧窮に陥ると同時に他の一方に於ては國家經濟の發達を妨害するものあり若し之に万一多少財産を有する者の加入するありとせば終に國力の大部分を害するに至ることなしとも云ふべからず夫れ國富まざれば兵弱し然るに富國強兵の必要を感ずる今日斯の如き邪教の人を懶惰に導くを見る知らず國家の幸か不幸か

天理教蔓延の結果に國家の發達を妨ぐることを斯の如し愛國の志ある者は他迄も天理教の撲滅に勉めざるべからざるなり

○天理教撲滅の方法

天理教撲滅の方法を述ぶるに先ち一番注意を要すべき者あり他なし天理教が神道に隸屬し神道が皇室と密着の關係を有するを以て天理教の意思

を畏れ多くも 天皇陛下下の思召朝廷の御趣意の如く言ひ觸らし甚しきは
 天理教を信せざる者を以て朝旨に違はざるもの、如く言ひ觸し日本的に
 化成したる佛教を以て亡國の性質を含有する耶蘇教等と同視し愚民を誑
 惑して己れが祖宗の靈の祀りある香花院を離れしめ以て 天皇陛下の思
 召に随ひ神道に改式せしめたりと聲言す其口吻恰も維新の際に於ける排
 佛論者と甚だ相似たるものあり 天皇陛下下の思召は 皇祖 皇宗の遺訓
 を奉進し玉ふに在りて天理教如き邪教の上にならざれざることは教育
 の救済を拜讀するも瞭然たり而して憲法第廿八條に信教の自由を許しあ
 る所より考ふれば朝廷御趣意の在る處をも推知するに難からず天理教は
 實に管長委任條件の下に隠るゝの半風子のみ然るに尙之に満足せず畏れ
 多くも袈衣の下に隠れて國家を違せんと欲す予は之をハッ裂にするも尙
 黙らざるなり
 次に天理教の口實とする所は天理教會の官准を蒙り居ると云ふに在り宗

教の價直が官准に據りて騰貴し又は下落すると云ふの理は予今日始めて
 之を天理教の口實を基点として推斷したり然れども此推斷は恐くは天下
 各種の宗教を満足せしむるの價あかるべし現に推斷者たる予自身に於て
 すら天理教の示す處に隨ひ之を推斷したれども此推斷に満足を表する事
 は到底能はざるあり何とあれば政府は只行政上の必要に依り或は之を許
 可し或は之を許可せざる次第にして其實政府の許否は毫も宗教の教旨と
 相關せざるものなればあり故に官准と云ふと雖も吾黨は之を骨牌双六の
 官准と同一に視れば可なり
 以上二種の威嚇的辞柄を除却する時は無識の輩が頻りに天理教天理教と
 囃し立つれども所謂天理教なる者は實際無一物にして一卷の經典もあら
 ざれば又一定の教旨もあることなし只看る其裏面には亡國的パチルスの
 限りなく凝集しつゝあるを此パチルスを撲滅するにあらざるよりは何を
 以てか國家の發達を望むを得んや

然らば如何にして此亡國的パナルスを撲滅し以て我が正教の光輝を發揚し以て國家の發達を冀圖すべきか其策たる三乞ふ之を左に述べん

第一佛教の彌綸を期する事、不完全不都合極まる天理教が今日多數愚民の信仰を得て各地方に猖獗を逞ふするに至りたる原因は畢竟愚民の愚自から宗教の正邪を擇ぶこと能はざるに在ること勿論ありと雖も佛教徒の怠慢なること亦其一因たらずんばあらず予曾て歐陽盧陵の本論を讀むに對治佛教の長策を以て儒教を天下に彌綸せしむるに在りと斷定せり彼れ敵亦がらも天晴れの識見と云ふべし予敢て歐陽盧陵の故智を學ぶにあらす然れども對治天理教の長策は佛教を彌綸せしむるに在ることを斷信せり佛教にして天下に彌綸し天下一人として佛教を信せざる者なきに至らば天理教の亡國的パナルスは撲滅せざれども自然影を歛むるに至らん

第二神道をして天理教撲滅の責に任せしむる事、天理教若し神道の本義に背馳せざるものあらんには無論之を神道の一部に攝するも可あり然れ

ども所謂天理教なるものは其主義全く神道の本義に辜負するのみならず其裏面には實に亡國的パナルスの生息するあり斯の如き邪教の請を容れて之を神道の一部に攝す予ハ神道の不見識に驚かざるを得ず元來神道は浪人的宗教を引入るゝの癖ありて現に蓮門教とか云へる一種奇態の宗教をも其門中に攝し居れり是れ甚だ宜しからざる次第なれば苟も愛護の志ある者は輿論の力を以て神道に逼り神道をして天理教撲滅の責に任せしむべし果して然らば神道をして自家の罪自家之を償はしむることを得ん

第三政府をして常に行政處分の執行を怠らざらしむる事、天理教の國家の發達を妨ぐるに就ては政府も亦間接に其責に任せざるを得ず故に予は切に政府に望む天理教の徒若し浮言邪説を以て世道を蹂躪し人心を蠱惑せば之を責罰して一歩も假借するあかれ若し一分にても私を其間に容るゝあらば是れ政府は浮言邪説の徒を保護する者なり利國安民の責果して何の處にかある

嗚呼天理教の害毒之を耶蘇教諸派に比するに寧ろ過ぎたるものあり彼れ
 の文明國を笠に戴き小惠を民に施こして巧言之を誘ふも天理教に至りて
 は神道に織屬するの故を以て畏れ多くも皇室を頭あたまに戴き而して純忠至孝
 の民に臨む其害毒豈に耶蘇教と日を同くして論すべけんや忠君愛國護法
 利民の志ある者冀くは天理教と俱に天を戴く勿れ

天理教信するに足らず終

嗚呼天理教の害毒之を耶蘇教諸派に比するに寧ろ過ぎたるものあり彼れ
ハ文明國を笠に戴き小惠を民に施こして巧言之を誘ふも天理教に至りて
ハ神道に隸屬するの故を以て畏れ多くも皇室を頭に戴き而して純忠至孝
の民に臨む其害毒豈に耶蘇教と日を同くして論すべけんや忠君愛國護法
利民の志ある者輩くは天理教と俱に天を戴く勿れ

天理教信するに足らず終

明治廿六年八月廿二日印刷
明治廿六年八月廿五日發行

口述者

東京市芝區芝公園第七號地二番寄留
足立普明

筆記兼印刷者

東京下谷區池之端七軒町五十五番地寄留
河口大謙

發行者

東京市神田區五軒町十九番地寄留
今村金三郎

印刷所

東京市京橋區加賀町十三番地
新橋印刷所

發行所

東京市芝區芝公園第七號地二番
如是社

大賣捌

東京市芝區愛宕下町四丁目一番地
鴻盟社

全

愛知縣名古屋市門前町十七番戶
其中堂

○是立普明師著書發賣廣告

●群雞一鶴 (上等半紙摺美本全一冊) 此書は
 耶蘇教徒中第一の博識家として著名なる高橋五
 郎氏の佛道新論、佛教新解等に向ひ一々其誤謬
 を指摘して彈駁せられたる頗る壯快ある駁邪書
 也。正價は金貳拾錢、郵税は四錢

●是立普明意見書 (西洋綴全一冊) 師が教
 弊洗除の熱情溢れて此一篇の意見書と云われり
 直截根源加ふるに幾多の經驗を以てす宗難を端
 定し又は教弊を革新せんと欲する志士は必ず一
 讀すべきの書也。正價は金六錢、郵税一錢

●耶蘇教亡國論 (小本全二冊) 是れ愛國護
 法の志士をして廣く四千万同胞に施與して四千
 万同胞の佛性と大和魂とを耶蘇教に掠奪せられ
 ざらしめんが爲めに特に著作せられたる者なり
 著者は曾て學佛法の餘力を以て久しく耶蘇教の
 教理を學び兼て其事情を探りたるの人あり故に
 論と得て一々痛處に針錐を下すに似たり他の皮
 相に就て妄彈を加へたる者と遙かに其撰を異に
 せり授戒會江湖會演說會說教等の節之を參詣者
 に施與せば耶蘇教を嫩芽に枯死せしむること疑
 なし。正價は一冊金壹錢五厘、郵税十冊迄二錢

●右三書共東京芝區芝公園第七號地
 二番内如是社に於て發售す

其筆足立普明老師

如是

明治廿五年十一
 月三日第一號を
 發刊し爾來一回
 も休刊せしとな
 じ一部前金四錢
 五厘

如是

は毎月一回(十日)發刊の雜誌
 なりと雖ども漸次二回或は三
 回發刊の好運を希圖す

如是

は公平無私に政治、宗教、教
 育、法律、農工、商業等に關
 する記事を掲載論量す

如是

は前金にあらざれば發送せず
 爲替振込は必ず芝口郵便局に
 て郵券代用は一割増し

東京芝區芝公園第七號地二番

發行所 如是社

○是立普明師著書發賣廣告

●群雞一鶴 (上等半紙摺美本全一冊) 此書は耶蘇教徒中第一の博識家として著名なる高橋五郎氏の佛道新論、佛敎新解等に向ひ一々其誤謬を指摘して彈駁せられたる頗る壯快なる駁邪書也。正價は金貳拾錢、郵税は四錢

●是立普明意見書 (西洋綴全一冊) 師が敎弊洗除の熱情溢れて此一篇の意見書と云はれり直截根源加ふるに幾多の經驗を以てす宗難を靖定し又は敎弊を革新せんと欲する志士は必ず一讀すべきの書也。正價は金六錢、郵税二錢

●耶蘇教亡國論 (小本全二冊) 是れ愛國護法の志士をして廣く四千万同胞に施與して四千万同胞の佛性と大和魂とを耶蘇教に掠奪せられざらしめんが爲めに特に著作せられたる者なり著者は曾て學佛法の餘力を以て久しく耶蘇敎の敎理を學び兼て其事情を探りたるの人あり故に論じ得て一々痛處に針錐を下すに似たり他の皮相に就て妄彈を加へたる者と遙かに其撰を異にせり授戒會江湖會演說會說敎等の節之を參詣者に施與せば耶蘇教を嫩芽に枯死せしむること疑なし。正價は一冊金壹錢五厘、郵税十冊迄二錢

●右三書共東京芝區芝公園第七號地二番内如是社に於て發售す

如 是

共筆是立普明老師

明治廿五年十一月三日第一號を發刊し爾來一回も休刊せしとなし一部前金四錢五厘

如是

は毎月一回(十日)發刊の雜誌なりと雖も漸次二回或は三回發刊の好運を希圖す

如是

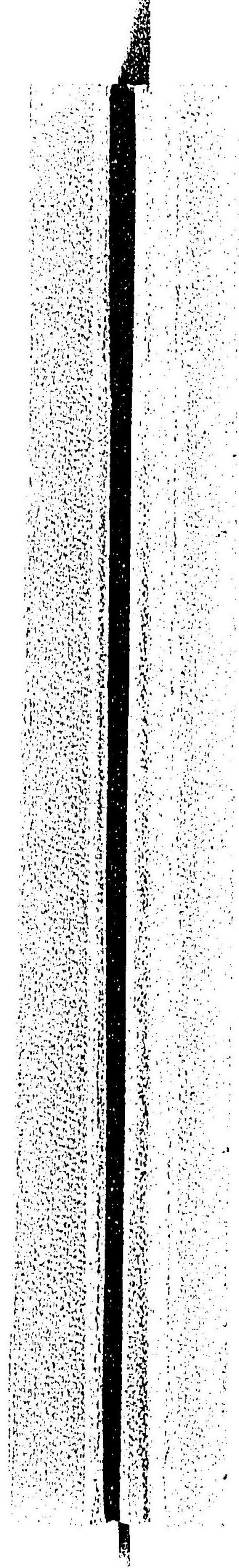
は公平無私に政治、宗教、教育、法律、農工、商業等に関する記事を掲載論量す

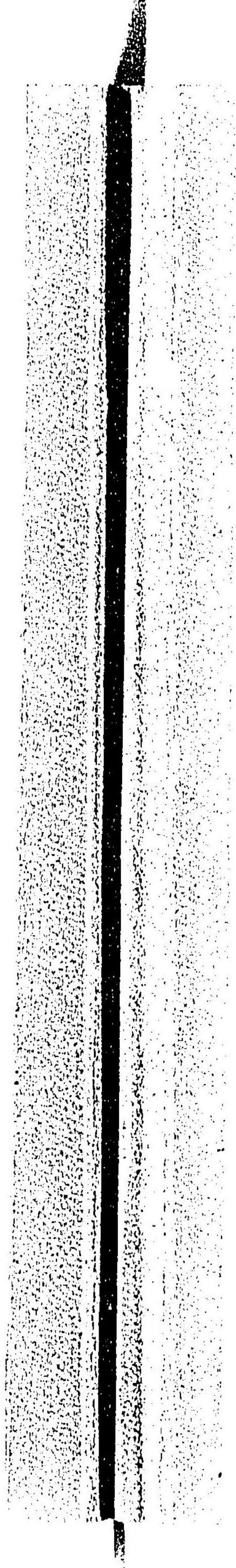
如是

は前金にあらざれば發送せず爲替振込は必ず芝口郵便局にて郵券代用は一割増し

東京芝區芝公園第七號地二番

發行所 如是社





49
9

天理教信ずるに足らず

足立普明

国立国会図書館

014445-000-4

特49-669

天理教信ずるに足らず

足立 普明/述

M26

ABB-0823



6